

岐阜県感染症予防計画

岐 阜 県

目 次

はじめに	1
第一 感染症対策の基本	2
1 基本的考え方	
(1) 事前対応型行政の構築	
(2) 個々の県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	
(3) 患者・感染者の人権の尊重	
(4) 健康危機管理の観点に立った対応	
2 関係団体等の役割	
(1) 県等の果たすべき役割	
(2) 医師等の果たすべき役割	
(3) 獣医師等の果たすべき役割	
(4) 学校の果たすべき役割	
(5) 県民の果たすべき役割	
3 予防接種の推進	
4 特定感染症予防指針との関係	
5 感染症を取り巻く状況に即した感染症対策の推進	
第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	4
1 感染症発生動向調査	
2 結核に係る定期の健康診断	
3 感染症対策と食品保健対策の連携	
4 感染症対策と環境衛生対策の連携	
5 関係機関及び関係団体との連携	
第三 感染症のまん延防止に関する事項	6
1 患者発生後の対応に関する考え方	
2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院	
3 感染症診査協議会	
4 消毒その他の措置	
5 積極的疫学調査	
6 指定感染症への対応	
7 新感染症への対応	
8 感染症対策と食品保健対策の連携	
9 感染症対策と環境衛生対策の連携	
10 検疫体制との連携	
11 関係機関及び関係団体との連携	
第四 感染症の医療体制に関する事項	9
1 医療に関する基本的事項	
2 県における医療体制	
3 県等における感染症の患者の移送体制	
4 関係機関及び関係団体との連携	
5 その他感染症に係る医療の提供のための体制	
第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進に関する事項	11
1 県等における方策	
2 関係機関及び関係団体との連携	
第六 感染症の検査及び検査能力の向上に関する事項	12
1 県等における方策	
2 総合的な病原体検査情報の収集、分析及び公表のための体制の整備	
3 関係機関及び関係団体との連携	
第七 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	13
1 基本的な考え方	

2	県等における人材の養成	
3	医師会等における人材の養成	
第八	感染症の知識の啓発及び人権の尊重に関する事項	14
1	差別や偏見の除去及び正しい知識の普及	
2	患者情報の保護	
3	関係部局との連携	
4	関係機関及び関係団体との連携	
第九	緊急時における対策に関する事項	15
1	緊急時における対策	
2	国との連絡体制	
3	他の地方公共団体との連絡体制	
4	関係団体との連絡体制	
5	緊急時における情報提供	
6	災害防疫	
第十	その他の重要事項	17
1	院内（施設内）感染の防止	
2	動物由来感染症対策	

はじめに

明治30年の伝染病予防法の制定以来、100年以上経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成11年4月に伝染病予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が施行された。

本県では、感染症法の施行に基づき、平成12年1月に岐阜県感染症予防計画（以下「本計画」という。）を策定し、感染者の人権への配慮や、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として位置づけて対策を進め、また、予防に重点をおいた県民への普及啓発など、時代に即した対策を着実に推進してきた。

これまで、本計画は、平成17年1月に、緊急時における感染症の防疫体制の強化、動物由来感染症対策の強化等を図るため、平成20年2月には、患者等の人権の尊重、結核予防対策に関する規定の追加、新型インフルエンザ対策の一層の強化等を主な内容とする見直しを行った。

今回の本計画の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に全面施行されたことに伴い、国が、①五類感染症に係る医師の届出方法の変更、②五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設、③一、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設、④前回の実質的な指針改正から現在に至るまでの状況の変化を踏まえた文言の修正等を主な内容とする「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針」（以下「基本指針」という。）の見直しに伴うものであり、本県においても、感染症法第10条第4項に基づき再検討を加えたものである。

今後は本計画に基づき、感染症対策を推進することとする。

平成30年3月19日

第一 感染症対策の基本

1 基本的考え方

(1) 事前対応型行政の構築

県及び岐阜市（以下「県等」という。）は、感染症が発生してから防疫措置を講じるといった事後対応型の行政から、感染症の発生の状況や動向を把握するための感染症発生動向調査体制を整備する等日常からの感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた施策を推進していく。

(2) 個々の県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能になってきている。このため、県等は、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な提供を進めつつ、個々の県民の予防及び早期発見による適切な医療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していく。

(3) 患者・感染者の人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるよう環境の整備に努める。

さらに、個人情報及びプライバシーの保護については十分留意する。また、感染症に関する差別や偏見を解消し、患者等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

(4) 健康危機管理の観点に立った対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、健康危機管理の観点に立った対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、県等は、国や他の地方公共団体、医師会等の医療関係団体等と連携して感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制を確立し、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、国が定めた基本指針及び本計画に基づき、また、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、危機管理体制を構築する。

2 関係団体等の役割

(1) 県等の果たすべき役割

県等は、国や他の地方公共団体と地域の特性に配慮しつつ、相互に連携を図りながら、患者等の人権に配慮しつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じるとともに、正しい知識の普及、差別や偏見の解消、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等感染症対策に必要な基盤を整備していく。

この場合、県等は、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。

また、地域における感染症対策の中心機関である保健所や、岐阜県における感染症の技術的かつ専門的機関である岐阜県保健環境研究所及び岐阜市衛生試験所（以下「保健環境研究所等」という。）がそれぞれの役割を十分果たせるよう、これらの機能強化を図ることとする。

さらに、複数の都道府県等の広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣や関係の深い都道府県等と協力しながら感染症対策を行う。

(2) 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

また、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講じるよう努める。

(3) 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、国及び地方公共団体の施策に協力するとともに具体的に、感染症の予防に寄与するよう努める。

動物取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体から人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう

努める。

(4) 学校の果たすべき役割

学校においては、教職員自ら情報の収集に努め、児童生徒や保護者などに対し、感染症の予防に関する正しい知識や行動を身につけさせる等、感染症のまん延防止に努めるとともに、感染症の患者等に対し差別や偏見が生じないように努める。

(5) 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、自ら疾病を予防し、健康を守るように努める。また、差別や偏見によって患者等の人権を損なうことがないように努める。

3 予防接種の推進

予防接種は、感染症の予防、主として感受性対策として重要である。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、県及び市町村はワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県（市町村）民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していく。また、学校においても、児童生徒への予防接種に関する正しい知識の普及を図ることとする。

4 特定感染症予防指針との関係

県等は、本計画によるもののほか、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定める感染症については、感染症法第11条に基づき、国が定める特定感染症予防指針に即した対策を推進していく。

5 感染症を取り巻く状況に即した感染症対策の推進

国の基本指針は少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときは変更されることとなっており、これに併せて、県は本計画についても、必要と認められる場合はその都度再検討を加え変更することとする。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 感染症発生動向調査

- (1) 県等は、感染症に関する情報を収集及び分析し、県民や医療関係者に対して情報を提供する。
- (2) 県等は、感染症法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて医療機関に周知を行い、また、感染症発生動向調査の重要性について理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備し、正確な報告体制を確立する。
- (3) 県は、感染症の種類ごとのり患率等の推定など、感染症の発生の状況及び動向を定量的かつ正確に把握ができるよう、感染症法第14条第1項に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる医療機関（以下「指定届出機関」という。）及び法第14条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる医療機関（指定提出機関）は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号厚生省保健局長通知）により選定し、その開設者の同意を得て指定する。
- (4) 保健所長は、感染症法第13条の規定による届出を受けた場合は、当該届出に係る動物またはその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、保健環境研究所等が相互に連携し、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。
- (5) 県等は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、感染症法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ的確に行われることのほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から保健所長への届出が適切に行われるよう徹底を図る。
- (6) 県等は、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、感染症法第14条に規定する指定届出機関から保健所長への届出が適切に行われるよう徹底を図る。
- (7) 県は、岐阜県感染症発生動向調査事業実施要領を定め、県内における感染症の患者及び病原体の発生情報の把握、分析を行い、その結果を県民や医療関係者等へ提供・公開する。
- (8) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。県等においては、新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、情報収集体制の整備を図る。
- (9) 県等は、新型インフルエンザの出現等を始めとした海外の感染症発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集についても、国立感染症研究所等と連携することにより海外感染症情報を収集し、必要な情報を関係機関に積極的に提供する。

2 結核に係る定期の健康診断

- (1) 高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断を実施する。
- (2) 県が策定する結核に係る具体的な対策プランの中に、市町村の意見を踏まえり罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定める。

3 感染症対策と食品保健対策の連携

県等は、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防を効果的に行うため、食品保健部門が主体となり、給食施設等自主衛生管理の徹底を含めた監視、指導及び検査に努める。また、二次感染によるまん延の防止等の情報の公開や指導については各部門相互の連携を図りながら対策を講じる。

4 感染症対策と環境衛生対策の連携

- (1) 県等は、水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生

部門が相互に連携しながら対策を講じる。

- (2) 感染症媒介昆虫等の駆除については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で実施するものとし、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮するものとする。

5 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県等は、感染症の予防を効率的かつ効果的に進めていくため、学校、企業等の関係機関及び団体等をはじめ、国や他の地方公共団体との連携を図っていく。
- (2) 県等は、感染症対策として、正確な知識情報を県民に周知させるため、大学等関係機関の学識経験者による専門家会議、講習会等を開催する。
- (3) 県は、感染症発生動向調査の充実に資するため、定点医療機関に対する研修会の開催、情報の提供、広報の実施を関係機関と連携して行う。
- (4) 県は、予防接種の円滑な実施及び事故を防止するため、行政機関への情報の通報及び予防接種に関する情報提供を円滑に行うとともに、医師等の研修会を行い知識の普及を図ることとする。
- また、県下市町村の予防接種体制の充実等を図るため、以下のとおり二次及び三次予防接種医療機関（予防接種センター）を定めることにより、予防接種受診率の向上及び予防接種健康被害の未然防止を図ることとする。
- 二次予防接種医療機関の役割
 - ・ 個別接種医療機関で接種の判断が困難な者の予防接種
 - ・ 個別接種医療機関で接種期間中に、病気等によりやむを得ず接種できなかった者の予防接種
 - ・ 市町村予防接種担当者からの予防接種の相談
 - 三次予防接種医療機関（予防接種センター）
 - ・ 二次予防接種医療機関で接種の判断が困難な者の予防接種
 - ・ 副反応の発生時の処理等で緊急を要する事項の相談
 - ・ 医師、看護師等予防接種従事者に対する研修会の開催

第三 感染症のまん延防止に関する事項

1 患者発生後の対応に関する考え方

- (1) 県等は、感染症のまん延防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応し、その際には患者等の人権を尊重する。また、県民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていく。
- (2) 県等は、感染症のまん延の防止のためには、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要であることから、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行う。
- (3) 保健所長は、対人措置（感染症法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとし、措置を行う場合であっても患者等の人権を尊重する。
- (4) 保健所長は、対人措置及び対物措置（感染症法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。
- (5) 県等は、事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定める。
- (6) 県等は、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備え、国や都道府県等と連携体制をあらかじめ構築する。
- (7) 知事は、予防接種法第2条第2項各号及び第3項に掲げる疾病のうち、厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条第1項に基づき臨時に予防接種を行い、又は市町村長に適切に行わせる。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 保健所長は、健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に関する教示等の手続き及び感染症法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- (2) 保健所長が検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置を行う対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。
- (3) 保健所長は、健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。
また、必要に応じ、情報の公表等を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。
- (4) 保健所長は、就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とする。
- (5) 保健所長は、入院の勧告を行う際は、保健所長から患者等に対して、入院の理由はもちろんのこと、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。
- (6) 保健所は入院勧告等の実施後は、講じられた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。また、入院後も、感染症法第24条の2に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じて十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。
- (7) 入院の勧告等を受けた患者等が感染症法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、保健所長は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

3 感染症診査協議会

- (1) 県は「岐阜県感染症診査協議会条例」、岐阜市は「岐阜市感染症診査協議会条例」に基づき二次医療圏ごと及び岐阜市に設置する。また、感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の委員の任命に当たっては、患者等の医療及び人権の尊重の視点も必要であることから広範に人選を行う。

- (2) 協議会は、保健所長の諮問に応じ、患者の入院勧告等について、人権を尊重しつつ必要な診査を行う。

4 消毒その他の措置

保健所長は、個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置は、市町村長等との連携のもと、個人の権利に配慮しつつ必要最小限にとどめるとともに、関係者の理解を得ながら実施する。

5 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合、③国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行した場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合、④感染症を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合等個々の事例に応じて保健所長が適切に判断し実施する。

また、その際には保健環境研究所等を中心に必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療研究センター及びその他関係機関の協力を得ながら、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

- (2) 県等は、感染症の集団発生や未知の感染症の発生等が疑われる場合は、類似症状を呈する患者が、他にも発生しているかどうかを確認するため、医師会等の協力を得て情報の収集を図る。医師会等は、会員に対して、情報の提供に関して協力を要請する。
- (3) 県内で発生したコレラ、赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等の菌の検査及び菌株の保存を保健環境研究所等で行い、感染源及び感染経路の解明等に役立てる。

6 指定感染症への対応

指定感染症は健康危機管理の観点から、その対策の方法が確立されるまでの間、緊急避難的に指定されたものであることから、国と十分な連携の下に対処する。さらに県民に対して、正しい情報を提供し、まん延の防止に努める。

7 新感染症への対応

- (1) 県等は、新感染症に対する体制整備を図るとともに、その発生時や新感染症が疑われる症例が報告された場合には、指定感染症の場合と同様に、国と連携し対応する。
- (2) 県等は、県等対策本部、現地対策班を速やかに招集し、国立感染症研究所、国立国際医療センター等との連携を図り、原因の究明、まん延の防止等について状況に応じ必要な対策を図ることができるよう要領等を作成する。

8 感染症対策と食品保健対策の連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品保健部門にあつては主として病原体の検査等を行い、感染症対策部門にあつては、患者等に関する情報等を収集するとともに相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- (2) 保健所は、原因究明にあつては、保健環境研究所等との連携を図りながら対応する。病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門にあつては、感染の拡大を防止するため原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門においては、必要に応じ、消毒等を行うこととする。
- (3) 二次感染によるまん延を防止するため、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表その他必要な措置を講ずる。

9 感染症対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため県等の感染症対策部門は、環境衛生部門との連携を図りながら対応する。

10 検疫体制との連携

国内には常在しないウイルス性出血熱等の検疫感染症の患者発生時は、検疫所と連携の下、感染

症のまん延の防止に努める。

11 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県等は、感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも迅速な対応ができるよう、国や他の地方公共団体との連携体制を構築する。
- (2) 県等は、集団発生等必要に応じて、県等対策本部、現地対策班等を速やかに招集し、患者の治療及びまん延防止体制を整備する。
- (3) 県は、各種感染症のまん延防止を図るため、行政機関への早期通報及び不明感染症に関する知識普及のための連絡会議、研修会を開催する。
- (4) 医師会は、会員の理解と協力により、感染症対策に関する事業の充実、円滑な実施に協力する。

第四 感染症の医療体制に関する事項

1 医療に関する基本的事項

- (1) 感染症の患者に対して早急に適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体の感染力を減弱または消失させることにより感染症のまん延を防止することを基本とする。
- (2) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、感染症に係る医療は特殊なものでなく、まん延防止を担保しながら、一般医療の延長線上において行われるべきものであるとの認識の下、
 - ① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること。
 - ② 病室内に電話を設置するなど、通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講じること。
 - ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ、十分な説明及びカウンセリング（相談）を行うこと。などにより良質かつ適切な医療を提供する。また、結核指定医療機関は、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。
- (3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じてそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所、国立国際医療センター等との連携体制を構築していくこととする。

2 県における医療体制

- (1) 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、感染症法第38条第2項に規定する厚生労働省の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を指定する。

なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、感染症法第19条第1項のただし書きの規定により、保健所長が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大の防止に万全を期すこと等により対応する。
- (2) 知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、感染症法第38条第2項に規定する厚生労働省の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関を指定する。
- (3) 知事は、第二種感染症指定医療機関（結核病床を除く）を二次医療圏ごとに1か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口に勘案して必要と認める数とする。
- (4) 知事は、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関については、結核の発生状況等を踏まえ、医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）で示す結核病床の基準病床数を満たすように指定する。
- (5) 新感染症の所見がある者並びに一類感染症及び二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣は特定感染症指定医療機関を指定している。
- (6) 県等は、一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、そのために必要な対応についてあらかじめ定める。
- (7) 県等は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄または確保に努める。
- (8) 県等は、一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにする。
- (9) 県等は、国内において発生数が極めて少ない感染症が県内で発生し、その治療に当たり特別な医薬品が必要となった場合には、国と緊密な連携を図り、医薬品の確保に努める。

3 県等における感染症の患者の移送体制

- (1) 県等は、感染症患者を指定医療機関まで安全かつ速やかに移送するため、寝台付自動車やアイソレータの配備等の体制整備を図るとともに、関係市町村や移送機関等（消防機関を含む。）に対して、感染症等に関する情報を適切に提供するなどまん延防止対策を講じる。
- (2) 県等は、新感染症の所見がある者の移送については、国との連携を図り、適切に対応する。
- (3) 消防機関が移送した患者が感染症法第12条第1項第1号に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し、適切に情報を提供する。

4 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び県がそれぞれの役割分担に基づき指導を行う。
特に地域における感染症対策の中心機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体との連携の下、感染症対策を推進する。
- (2) 一般の医療機関は、多くの場合感染症患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症予防の観点からも、感染症の患者に対する適切な医療の提供の観点からも、極めて重要である。このため、それぞれの医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図っていく。

5 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがあるため、県等は、一般の医療機関においても感染症患者への良質かつ適切な医療の提供が行われるよう、医師会、病院協会等の医療関係団体に対し、感染症発生動向情報、感染症発生動向調査集計結果等を公表し、感染症に関する情報の周知を図る。
- (2) 一般の医療機関は、感染症に関する情報について積極的に把握するよう努めるとともに、県等は当該医療機関との連携の上、医療機関における感染症のまん延の防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 県等は、感染症が集団発生した場合などには、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合があるため、一般の医療機関においても感染症患者の受入ができるよう、危機管理研修会等を開催するとともに、迅速かつ的確な対応ができるよう、受入可能医療機関を事前に把握するなど必要な措置を講じる。
- (4) 県等は、医療機関において感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供がなされるように医師会等と緊密な連携を図る。

第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進に関する事項

1 県等における方策

- (1) 保健環境研究所等は、感染症及び病原体の調査、研究、試験検査並びに感染症に関する情報の収集及び分析を行い、技術的中心機関としての役割を果たす。
- (2) 保健所は、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を保健環境研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たす。
- (3) 県等は、国との連携の下、感染症及び病原体の調査及び研究に携わる人材の育成等に取り組むとともに、保健所、保健環境研究所等と連携を図りつつ、感染症及び病原体に関する調査及び研究に計画的に取り組む。
- (4) 県等は、調査及び研究については、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用等により、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取り組みを行う。

2 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県等は、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターをはじめとする関係研究機関等と、相互に十分な連携を図りながら、適切な役割分担の下感染症及び病原体に関する調査及び研究を進める。
- (2) 県等は、特別な対応が必要な感染症が発生した場合は、患者が入院している病院で症例検討会を行うなど県及び医療機関で積極的に調査及び研究を推進していく。
- (3) 保健環境研究所等は、調査研究等を継続的に実施する。保健所においては、医師会、保健環境研究所等と連携して、地域の実情に即した調査及び研究を行う。

第六 感染症の検査体制及び検査能力の向上に関する事項

1 県等における方策

- (1) 県等は、保健環境研究所等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理する。
- (2) 保健環境研究所等は、国立感染症研究所等と連携して、それぞれの能力に応じて一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の病原体に関し、迅速かつ的確に検査を実施する。また、五類感染症の病原体についても、民間の検査機関において実施不可能な病原体の検査について、その検査能力に応じた体制の整備を図るよう指導していく。
- (3) 保健環境研究所等は、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、情報の収集及び提供や技術的指導を行う。保健所においても、保健環境研究所等と連携して自らの役割を果たせるよう検査能力等の充実を図る。
- (4) 県は、病原体に関する情報を統一的に収集、分析及び公表するため「岐阜県感染症発生動向調査事業実施要領」に基づき病原体検査事業を行う。
- (5) 保健環境研究所等は、検査機能の向上を図るとともに、保健所及び関係機関等に対する技術指導研修会等を開催する。

2 総合的な病原体検査情報の収集、分析及び公表のための体制の整備

県等は、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら、病原体に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報及び病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を整備する。

3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 保健環境研究所等は、病原体等の情報の収集に当たっては、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進め、特別な技術が必要とされる病原体等の検査については、国立感染症研究所等と相互に連携を図って実施する。
- (2) 保健環境研究所等及び保健所は、感染症発生時において、迅速かつ的確に対応するため、医療機関からの相談検査依頼に積極的に応じることとする。
- (3) 医師会、病院協会等は、会員に対して保健環境研究所等及び保健所が実施する検査情報の収集に積極的に協力するよう指導を行う。

第七 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材の確保が改めて必要となっている。そこで感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う。また、大学医学部をはじめとした教育機関においても、感染症に関する教育を更に充実させることが必要である。

2 県等における人材の養成

- (1) 県等は、保健所及び保健環境研究所等の職員や感染症指定医療機関をはじめ医療機関の医師の国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等において実施される感染症に関する講習会への積極的参加を促すとともに、関係学会等が実施するセミナーや研修等にこれらの者を派遣することにより、その資質の向上を図る。
- (2) 県等は、講習会等により感染症に関する知識を習得した者を活用し、研修会等を開催することにより保健所の職員等の専門性の向上を図るとともに、感染症に関する人材の養成を図る。
- (3) 県等は、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所等で開催される研修会等に保健所や感染症指定医療機関等の職員を派遣し、計画的な人材の養成を行う。

3 医師会等における人材の養成

- (1) 感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力向上のための研修会等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。
- (2) 感染症指定医療機関等は、医療関係者が各種研修会及び学会等に積極的に参加できるよう配慮する。

第八 感染症の知識の啓発及び人権の尊重に関する事項

1 差別や偏見の除去及び正しい知識の普及

- (1) 県等は、診療、就学、就業、交通機関や施設の利用等の場面における患者等への差別や偏見の排除のため、パンフレットや教材の作成、キャンペーンの実施、各種研修会の実施、職場や地域社会への円滑な復帰、児童生徒等の再登校のための取り組みに加え、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実する。
- (2) 県等は、国に準じた施策に加え、感染症予防普及啓発事業の実施や感染症指定医療機関医療従事者に対する研修会の開催により、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等への差別や偏見の除去に努める。
- (3) 県等は、多様な媒体を通じて、感染症に関する正しい知識を広く普及できるよう努める。その中で外国人向けパンフレットを作成し、保健所等の窓口に備える等外国人対策についても配慮する。

2 患者情報の保護

- (1) 医療機関は、患者に関する情報の流出防止を図るため、医療機関の職員に対して、研修等を通じて個人情報保護に関する意識の高揚を図るとともに適切な指導を行う等その徹底を図る。
- (2) 県等は、個人情報の保護に留意し、感染症のまん延防止のために必要な情報を公表する。
- (3) 報道機関は、感染症に関する情報の報道に当たっては、患者の個人情報の保護に十分配慮する。

3 関係部局との連携

- (1) 県等は、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のため、関係部局との連携を図りながら感染症の予防の施策を講じる。
- (2) 県等は、労働衛生部局、県・市町村教育委員会等との連携により、事業所、学校において感染症患者の職場復帰や児童生徒の再登校等が円滑に進むよう正しい知識の普及に努める。

4 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県等は、国や他の地方公共団体と密接な連携を図るため、東海地区の県及び保健所を設置する市で定期的に実施する行政機関連絡会議等を積極的に活用するなど、定期的に情報の交換を行っていく。
- (2) 県等は、感染症に係る県民の相談に適切に対応するため、相談窓口の活用はもとより、医師会や弁護士会等の関係機関との連携を図る。

第九 緊急時における対策に関する事項

1 緊急時における対策

- (1) 県等は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送、検査、消毒方法等について必要な計画を定めこれを公表する。
- (2) 県は、感染症のまん延のおそれが生じた場合には、健康危機管理調整会議を開催し、又は健康危機管理対策本部を設置する。
- (3) 県等は、感染症の患者の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。
- (4) 県等は、国が、国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときに派遣する感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の受け入れ、その他特定病原体等による感染症の発生の予防またはまん延の防止のために必要な協力をし、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

2 国との連携体制

- (1) 感染症法第12条第2項に規定する感染症の発生状況について国への報告等を確実に行うとともに、日常より病原体の検査体制や医療体制を整備しておく。また、緊急と認める場合は、国と密接な連携のもと迅速かつ適切に対応する。
- (2) 県等は、検疫所から一類感染症等の患者を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、まん延の防止に努める。
- (3) 県等は、国が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、県等が法の規定に基づいて実施する事務について国から必要な指示を受けた場合は、迅速かつ的確な対策を講じる。
- (4) 県等は、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、県等に十分な知見がないような状況で対策が必要とされる場合には、国から職員や専門家の派遣等必要な支援を受ける。

3 他の地方公共団体との連絡体制

- (1) 県は、市町村及び消防機関との緊急時における連絡体制を整備し、必要な情報を伝達する。
また、県内の複数市町村にわたり感染症が発生した場合で緊急を要するときは、市町村に対し統一的な対応方針を提示する等感染症の拡大防止に努める。
- (2) 県は、複数の都道府県にわたり感染症が発生した場合には、関係都道府県で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制を強化し、感染の拡大防止に努める。
- (3) 県等は、近隣県などと密接な連携を行い、危険な感染症に迅速かつ適切に対応できるよう感染症医療に関する専門家を広域的に把握し、緊急時に相互派遣するネットワークシステムの整備等の対策を講じる。
- (4) 県等は、近隣縣市と緊密な連携を保ち、必要に応じて、応援職員、専門家の派遣、感染症患者の県外医療機関への入院依頼を行うことができる近隣縣市との事前協定の締結を検討する。

4 関係団体との連絡体制

県等は、緊急時においては医師会、病院協会、獣医師会等の関係団体等と緊密な連携を図るとともに、平時よりその体制を整えておく。

5 緊急時における情報提供

県等は、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、情報提供媒体を複数設定し、可能な限り提供する。

6 災害防疫

災害発生時の感染症の発生及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものである。

そのため、県等は、岐阜県地域防災計画等の規定に基づき、迅速かつ適切に所要の措置を講ずる。その際、保健所等を拠点として、医療機関の迅速な確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

第十 その他の重要事項

1 院内（施設内）感染の防止

- (1) 県等は、最近の医学的知見等を踏まえた院内（施設内）感染に関する情報や研究の成果を医師会等の医療関係団体の協力を得つつ、これら施設の開設者又は管理者に適切に提供する。
- (2) 県等は、高齢者施設、医療機関等に対し、インフルエンザ及び結核等感染症会議等を開催し、感染症に関する情報を提供する。
- (3) 県等は、病院及び高齢者入所施設の管理者等に対し、感染症研修会を開催し、院内（施設内）の患者（入所者）及び職員の健康管理を進める等、感染症が早期に発見されるよう周知を図る。
- (4) これらの施設の管理者等にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講じるとともに、日常より院内（施設内）の患者（入所者）及び職員の健康管理を進めることにより、感染症の早期発見・早期治療ができる体制を整える。
- (5) 医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置について他の施設に提供を行い、施設間でその共有化に努める。

2 動物由来感染症対策

- (1) 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに行えるよう獣医師に対し、感染症法第13条に規定する届出の義務について周知するとともに、保健所等と関係機関、獣医師会など関係団体等との情報交換を行う等により連携を図り、県民に対し適切な情報の提供を行う。
- (2) 県等は、ペット等の動物を飼育する県民が動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう適切な情報の提供に努める。
- (3) 県等は、保健所、保健環境研究所及び家畜保健衛生所の連携を図り、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）を行う。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延防止対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、医師と獣医師の連携等が必要であることから、県等の感染症対策部門においてペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じる。